

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書	(第九十六回国会) 一、二、三、五	五、五、二、四	継続審査	一、二、三、六	継続審査	
昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書	五七、一、二、九 (第九十六回国会)	二、三、九	継続審査	二、二、六	継続審査	
昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二、九 (第九十六回国会)	二、三、九	継続審査	二、二、六	継続審査	

○公職選挙法改正に関する特別委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 託会 議決 議決 議決 本院 議決	衆議院 委員会 託会 議決 議決 議決 本院 議決	備考
4	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案		五七、二、三	受領 五七、二、三、四	付託 五七、二、三、四 可決 五七、二、三、五 可決 五七、二、三、五	付託 五七、二、三、一 可決 五七、二、三、四 可決 五七、二、三、四	
5	公職選挙法の一部を改正する法律案		二、三	受領 二、三、四	付託 二、三、四 可決 二、三、五 可決 二、三、五	付託 二、三、一 可決 二、三、四 可決 二、三、四	

衆議院議員提出法律案（一件）

番 号		件 名		提 出 者 (月 日)		予 備 送 本 院 へ		参 議 院		衆 議 院		備 考			
1		公職選挙法の一部を改正する法律案		中井洽君 外一名 (五七、一二、二三)		五七、二三四		五七、二三四 (予)		継続審査		五七、二三四 公職選挙法改正調査特委		継続審査	

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五七、一二、三 内閣提出

一二、二四 衆可決

一二、二五 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和五十八年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期満了となる地方公共団体の議会の議員又は長につ

いて、任期満了による選挙又は任期満了による選挙以外の選挙を、同年三月以降に行う場合等の選挙期日に関し、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は昭和五十八年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙は同月二十四日とする。

二、選挙期日の告示の日を次のように定める。

1 都道府県知事の選挙 昭和五十八年三月十六日

2 指定都市の長の選挙 昭和五十八年三月二十一日

3 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 昭和五十八年三月二十九日

4 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の

選挙 昭和五十八年四月十四日

5 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和五十八年四月十七日

三、統一選挙の実施に伴い、同時選挙、重複立候補の禁止、後援団体に関する寄附等の禁止期間、共済給付金の特例、その他について所要の措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について御報告いたします。

まず地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、昭和五十八年三月から五月にかけて任期が満了することとなる地方公共団体の議員又は長等について、これらの選挙期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は昭和五十八年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙は四月二十四日に統一することとし、それに伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次に公職選挙法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の長の選挙の当選人に係る繰上補充については、同点者

がある場合に限り、これを行うこととするよう所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行い、採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第五号）（衆議院送付）

五七、一二、三 内閣提出

一二、二四 衆可決

一二、二五 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方公共団体の長の選挙に係る当選人が長の身分を取得するまでの間に死亡したとき又は被選挙権の喪失等の事由により当選を失ったときの当選人の繰上補充については、同点者がある場合に限ることとする。

二、この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後その期日が公示され又は告示される選挙から適用することとなるよう所要の措置を講じるものとする。

委員長報告

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の委員長報告参照

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院	衆議院	備考
3	日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案		五七二三〇		付委員会 託議決	付委員会 託議決 本院議決	
						運五七二三五 輸	
						継続審査	